

平成27年第2回定例会

## 環境生活農林水産常任委員会

### 説明資料

#### ◎ 報告

1	T P P交渉の大筋合意について	1
2	T P P農林水産物市場アクセス交渉の結果	2
3	用語解説	6

平成27年10月7日

農 林 水 産 部

## TPP 交渉の大筋合意について

### 1. TPP（環太平洋パートナーシップ協定）に関する交渉の経過について

TPP 交渉は、平成 22 年 3 月から交渉会合がスタートし、日本は平成 25 年 7 月から交渉に正式参加しています。交渉参加国は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の 12 カ国で、交渉の範囲は、関税などの物品市場アクセスのほか、投資やサービス、政府調達など計 21 分野と広範囲に及んでいます。

平成 27 年 10 月 5 日に米国アトランタで開催された閣僚会合において、交渉の大筋合意に至ったところです。

### 2. 大筋合意の概要（主なもの）

- (1) 米：既存のWTO 枠以外に、米国、豪州に国別枠を設定
  - ・米国 当初 5 万トン→13 年後 7 万トン
  - ・豪州 当初 0.6 万トン→13 年後 0.84 万トン
- (2) 小麦：既存のWTO 枠内のマークアップを 9 年目までに 45% 削減
- (3) 牛肉：現行 38.5% の関税を当初 27.5%、16 年目に 9% まで段階的に引き下げ
- (4) 豚肉：高価格品（従価税）に課す 4.3% の関税を当初 2.2% に下げ 10 年目に撤廃  
低価格品（従量税）に課す 482 円/kg の関税を当初 125 円/kg に下げ、  
10 年目に 50 円/kg に引き下げ
- (5) 乳製品：バターや脱脂粉乳に低関税の TPP 枠設定

### 3. 今後の対応

今回の大筋合意の具体的な制度運用やその影響、国の政策動向など、引き続き、TPP 協定に関連する情報の収集に努めていきます。

また、国に対して、県内農林水産業への影響を最小限にするため、状況に応じ、影響緩和策やそれぞれの地域の特性に応じた対策など、農林漁業者が将来展望を持って経営を持続し、競争力を確保していく対策を講じるよう、全国知事会など関係機関とも連携しつつ、提言・提案を行っていきます。

## ＴＰＰ農林水産物市場アクセス交渉の結果

### 1 米：

#### (1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州に SBS 方式の国別枠を設定。

米国：5 万 t（当初 3 年維持）→ 7 万 t（13 年目以降）

豪州：0.6 万 t（当初 3 年維持）→ 0.84 万 t（13 年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存の WTO 枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定した SBS 方式（6 万トン）へ変更する予定。

#### (2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を 5～25% の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

### 2 麦：

#### (1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初）→ 25.3 万 t（7 年目以降）・SBS 方式）。

③ 既存の WTO 枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を 9 年目までに 45% 削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要 5 銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを 9 年目までに 50% 削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等に TPP 枠又は国別枠を新設（4.5 万 t（当初）→ 6 万 t（6 年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を 9 年目までに 60% 削減。

## (2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39 円/kg)を維持。
- ② TPP 枠を新設(2.5 万 t (当初) → 6.5 万 t (9 年目以降)・SBS 方式)。
- ③ 既存のWTO 枠内のマークアップを 9 年目までに 45% 削減し、新設する TPP 枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計 18.9 万 t (当初) → 20.1 万 t (11 年目以降))。

## 3 甘味資源作物 :

### (1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
  - ア 高糖度(糖度 98.5 度以上 99.3 度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
  - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で 500 トン)を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとに TPP 枠を設定(計 6.2 万 t (当初) → 9.6 万 t (品目ごとに 6 ~ 11 年目以降))。

### (2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP 枠を設定(7.5 千 t)。
- ② TPP 参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コーンスター、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計 2.7 千 t (当初) → 3.6 千 t (品目ごとに 6 ~ 11 年目以降))。

## 4 牛肉 :

### (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

[ 38.5% (現行) → 27.5% (当初) → 20% (10 年目) → 9% (16 年目以降) ]

### (2) セーフガード :

- ① 発動数量(年間) : 59 万 t (当初) → 69.6 万 t (10 年目) → 73.8 万 t (16 年目)  
(関税が 20% を切る 11 年目以降 5 年間は四半期毎の発動数量も設定。)

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）
- 16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。
- 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

## 5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。
 

従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→0%（10年目以降）
従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

## 6 乳製品：

### (1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。

### ② TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳	2万659t（当初）	→ 2万4102t（6年目以降）
	（製品 3,188t → 3,719tに相当）	
バター	3万9341t（当初）	→ 4万5898t（6年目以降）
	（製品 3,188t → 3,719tに相当）	
合計	6万t（当初）	→ 7万t（6年目以降）

### (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

### (3) チーズ

- ① モツツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

## 7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

## 8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

## 9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12~16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

## 10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20~40倍(3,000t(当初)→6,250t(最終年))に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

## ○用語解説

### 【ミニマム・アクセス】

最低輸入数量。

ウルグアイ・ラウンド農業合意において、関税化の対象品目のうち、輸入実績がほとんどないものについては、合意実施1年目に基準期間（1986～88年）における国内消費量の3%以上を最低輸入数量として設定し、最終年である2000年には5%まで拡大することとしたもの。なお、関税化の特例措置を適用した場合は、合意実施1年目の最低輸入数量は、実施期間の1年目に基準期間の国内消費量の4%、以降0.8%ずつ増加することとされた。

### 【SBS方式】(simultaneous buy and sell tender system)

買い手（実需者）と売り手（輸入業者）の連名による売買同時契約（買入契約（輸入）と売渡契約（販売）は同時に決定）。現在、米及び飼料麦について、SBS方式を一部導入。

- ・米については、ミニマム・アクセス米の枠内で、外国産米に対する市場評価を踏まえたニーズに応じて輸入を行う観点から導入。ミニマム・アクセス米の年間輸入数量77万トンのうち、SBSにより10万トンを輸入。
- ・飼料麦については、低コストの原料供給を可能にするとともに、実需者の個別の需要にきめ細かく対応する観点から導入。飼料用大麦の年間輸入量115万トンのうち、88万トンを、飼料用小麦の年間輸入量7万トンの全てをSBSにより輸入。

### 【枠外関税】

関税割当（輸入量が一定の量に達するまでは、無税または低税率の関税を適用し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み）を設定している品目は、一定数量を関税割当枠として輸入機会を各国に提供することになる。その際、関税割当枠を超えて輸入する数量に適用する高い関税のこと。

（関税割当枠の範囲内で輸入する数量に適用する低い関税が枠内関税である。）

### 【小麦の主要5銘柄】

- ・アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)
- ・カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (主にパン用)
- ・アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (主にパン・中華麺用)
- ・オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本麺用)
- ・アメリカ産ウェスタン・ホワイト (主に菓子用)

### 【マークアップ】(輸入差益)

事実上の関税に相当。政府が輸入する際に徴収している差益。業者などへの売り渡し時に上乗せされる。(年間800億円程度に上る輸入差益は、備蓄などの経費のほか、国内の小麦生産者に出荷数量などに応じて交付金を支払う経営所得安定対策に使われている。)

### 【セーフガード】

ある製品の輸入急増の影響により、輸入製品と同種又は直接競合する製品を生産する国内産業に、重大な損害(又はそのおそれ)が生じた場合に、その損害を防止・救済するために緊急的にとられる輸入制限措置(関税引上げや輸入数量制限)である。

### 【差額関税制度】

(豚肉の) 差額関税制度は、

輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格を下回る部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る、という仕組み。